

○個人情報保護委員会規則第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

特定個人情報保護評価に関する規則等の一部を改正する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定個人情報保護評価の実施） 第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十八条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十一条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。 （法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル）	（特定個人情報保護評価の実施） 第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十八条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。 （法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル）

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下本号及び次号において「個人情報保護法」という。）第七十四条第二項第三号若しくは個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十九条第三項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関若しくは独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等（行政機関の長及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するもののうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 個人情報保護法第六十条第二項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（法第二条第四項に規定する行政機関等をいう。以下本号において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第十条第二項第三号若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第九条に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第十一条第二項第一号若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第七条第一号若しくは第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等（行政機関の長及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次号において「個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 行政機関個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであつて

第十六条第一項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル 〔三〕十 略 〔行政機関の長等による評価〕 第八条 〔略〕	独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル 〔三〕十 同上 〔行政機関等による評価〕 第八条 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正） 第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	改正後 改正前
四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十八条第四号、第九十四条第一項若しくは第二百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定	四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示

等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。)又は開示請求等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求又は個人情報保護に関する法律第七十六条第二項、第九十条第二項若しくは第九十八条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に相当するものをいう。)に係る不作為について審査請求があった場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。)又は開示請求等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項、第二十七条第二項若しくは第三十六条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に相当するものをいう。)に係る不作為について審査請求があった場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部改正)

第三条 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百四十三條第二項の証明書は、別記様式1によるものとし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五条第二項の証明書は、別記様式2によるものとする。	個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第四十条第二項の証明書は、別記様式1によるものとし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五条第二項の証明書は、別記様式2によるものとする。

別記様式1

第 号	身 分 証 明 書
所属 官職 氏名	
年 月 日生 年 月 日交付	
上記の者は、個人情報保護に関する法律第百四十三条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
真	
発行者名 印	

(備考) 1 この用紙の大きさは、縦54mm、横85mmとする。

- 2 発行者は、個人情報保護委員会、内閣総理大臣、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第百四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。）、同法第一百七十条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第一百七十一条若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、国家公安委員会、警察庁長官、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部若しくは同法第三十条第一項の地方機関の長、カジノ管理委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の庁の長、同法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長又は同法第二十条第一項若しくは第二項の職とする。

別記様式1

第 号	身 分 証 明 書
所属 官職 氏名	
年 月 日生 年 月 日交付	
上記の者は、個人情報保護に関する法律第四十条第二項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
真	
発行者名 印	

(備考) 1 この用紙の大きさは、縦54mm、横85mmとする。

- 2 発行者は、個人情報保護委員会、内閣総理大臣、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第百四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。）、同法第一百七十条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第一百七十一条若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、国家公安委員会、警察庁長官、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部若しくは同法第三十条第一項の地方機関の長、カジノ管理委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の庁の長、同法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長又は同法第二十条第一項若しくは第二項の職とする。

別記様式2

第 身 分 証 明 書	官職 氏名	年 月 日生 年 月 日交付	写 真
----------------------------	----------	-------------------	--------

上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

個人情報保護委員会 印

(備考) 1 この用紙の大きさは、縦54 mm、横85 mmとする。

2 個人情報の保護に関する法律第149条第1項に基づく立入検査を合わせて実施する場合は、同規定を併記する。

別記様式2

第 身 分 証 明 書	官職 氏名	年 月 日生 年 月 日交付	写 真
----------------------------	----------	-------------------	--------

上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

個人情報保護委員会 印

(備考) 1 この用紙の大きさは、縦54 mm、横85 mmとする。

2 個人情報の保護に関する法律第40条第1項に基づく立入検査を合わせて実施する場合は、同規定を併記する。

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日から施行する。